相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区田中馬場町六三番地一、最後の住所京都市伏見区京町六丁目五一番地一ハイツ美好二〇二号

被相続人　亡　竹口　義広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十七日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大将軍東鷹司町六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐野　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十七日

京都市伏見区竹田久保町二一―七ビル・マルジョウ三階オギ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荻原　卓司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目六番、最後の住所大阪市淀川区西宮原二丁目六番一八―七〇七号　被相続人　亡　小針　卓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十七日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区花山町二丁目一番地四四五、最後の住所兵庫県神戸市長田区鹿松町一丁目一番五号　被相続人　亡　公文　康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十七日

兵庫県神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市高丘二丁目二二六番地、最後の住所長崎県五島市松山町二六番地グリーンハイツ三〇一号　被相続人　亡　石島　靖司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十七日

長崎県長崎市油屋町一番三七―一〇〇一号

相続財産管理人　田中　陽介

公示送達

尾張都市計画事業一宮伝法寺土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等移転通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　一宮市三ツ井八丁目一六番二三号

氏名　高橋　秀雄

二、通知の内容

一宮伝組発第三一六六号

平成二十七年八月十九日

一宮伝法寺土地区画整理事業

施行者　一宮伝法寺土地区画整理組合

代表者　理事長　伊串伊三夫

建築物等移転通知及び照会

あなたが所有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成二十七年十月二十日までに移転していただくこととなりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第七十七条第七項の規定に基づき、施行者一宮伝法寺土地区画整理組合が移転工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら移転される意思があるか否かを添付の用紙で平成二十七年九月三十日までに回答してください。

以上、土地区画整理法第七十七条第二項の規定に基づき、通知及び照会します。

記

建築物等の表示

所在地　一宮市丹陽町伝法寺字大塚二六一七番七

構造及び数量

竹木土石等　一式　摘要（移転工法）　移転

（注意事項）

一　自ら移転される場合の移転に係る補償費は、再調査実施後に一宮伝法寺土地区画整理組合事務所においてお知らせします。

二　移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに一宮伝法寺土地区画整理組合事務所へ届けて下さい。

（教示）

一　この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に一宮市長に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

二　この通知書を受け取った日の翌日から起算して六ヶ月以内に一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、行政事件訴訟法の規定により、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知は当該事業施行地区内愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四六番地二所在の一宮伝法寺土地区画整理組合事務所において掲示しています。

平成二十七年九月十七日

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四六番地二　一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　伊串伊三夫

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型企業年金制度は企業年金基金へ移行することにより、平成二十七年七月一日、厚生労働大臣により終了の承認があったものとみなされましたので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十七日

東京都中央区新川一丁目二三番四号

日鉄住金物流株式会社

確定給付企業年金清算人　宮木　聖

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十六年八月二十八日付破産廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年六月十二日、大阪地方裁判所（平成二十七年（ヒ）第六三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十七日

大阪府交野市倉治六丁目一四番一三号

株式会社木幸商店

清算人　弁護士　山崎　道雄

連絡先　大阪市北区中之島二丁目二番二号　大阪中之島ビル八階小松法律特許事務所

第16期決算公告

平成27年9月16日　東京都墨田区江東橋2丁目3番10号

株式会社川村工営

代表取締役　川村　修

貸借対照表の要旨　（平成27年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,681,927	流動負債	2,587,959
固定資産	93,629	（うち完成工事補償引当金）	(6,876)
有形固定資産	17,302	固定負債	768,494
無形固定資産	1,371	（うち退職給与引当金）	(102,904)
投資その他の資産	74,956	株主資本	426,134
繰延資産	7,030	資本金	90,000
		利益剰余金	1,002,344
		利益準備金	6,594
		その他利益剰余金	995,750
		（うち当期純利益）	(153,605)
		自己株式	△666,210
資産合計	3,782,587	負債・純資産合計	3,782,587